

陳 情 文 書 表

<p>受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名</p>	<p>陳情第169号（4. 11. 18） 社会福祉事業に関わる人材確保を求める陳情</p>
<p>陳 情 の 要 旨</p>	<p>1. 全ての福祉事業所に責任を持って、賃上げや処遇改善などの施策を充実させ、職員の確保を行うこと。 2. 事業所がやむを得ず、人材派遣事業者を利用する場合、その際の紹介料を調査し、適切な価格になるよう指導すること。</p>
<p>陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>神戸市中央区 兵庫県福祉4団体 柳 田 洋</p>
<p>送 付 委 員 会</p>	<p>福祉環境委員会</p>

2022年//月/8日

神戸市会 議長 安井俊彦 様

(陳情団体) 兵庫県福祉4団体  
(代表者名) 柳田 洋  
(団体住所) 〒  
神戸市中央区

TEL:

/FAX:

## 社会福祉事業に関わる人材確保を求める陳情書

### 【陳情趣旨】

この3年間の絶え間なく変異し続ける新型コロナウイルス感染拡大と諸物価高騰のもとで、子ども・障害者・高齢者の福祉分野においては、さまざまな課題が浮き彫りとなっています。とりわけ、欠くことの出来ない「人材の確保」が困難となっています。

日本国憲法25条で定められた国の責任においてすすめられるべき福祉が、新自由主義の政策によって、規制緩和や民間移管が行われ、さらに「自己責任」を基本に「自助・互助・共助そして公助」の考え方ですすめられてきました。

コロナ禍は、こうした施策では、子ども・障害者・高齢者・そこで働く人達のいのちも健康も守ることができないことを明らかにしました。職員の感染は、心身共に疲労困憊の状況をうみだし、事故の原因にもなりかねません。職員確保が一層困難になってきています。利用者の感染は、利用者と家族の生活を守ることを困難にし、同時に、事業所は日額報酬制によって多額の報酬減となり事業そのものの継続さえ難しくなっています。

今こそ、「国・自治体」の責任で対応し、福祉が、心身共に、十分なゆとりを持って、心を通わせられる保育や介助・介護にあたる職員配置基準の改善、賃上げなどの処遇改善や環境整備に着手すべきです。

私たち福祉4分野（保育所・障害児者施設・学童保育・高齢者介護）で働くものは、感染の不安のもとでも事業継続が求められ努力してきましたが、自助努力では限界です。

つきましては、エッセンシャルワーカーである職員を確保するために、以下の項目について、陳情いたします。

記

### 【陳情事項】

1. すべての福祉事業所に責任を持って、賃上げや処遇改善などの施策を充実させ、職員の確保をおこなうこと。
2. 事業所がやむを得ず、人材派遣事業者を利用する場合、その際の紹介料を調査し、適切な価格になるよう指導すること。

教育子ども委員会所管分は  
陳情第168号

福祉環境委員会所管分は  
陳情第169号

以上